

「ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)」に対する  
パブリックコメントの結果等について

平成25年6月12日  
独立行政法人情報処理推進機構  
技術本部 ソフトウェア高信頼化センター

平成25年3月29日～平成25年4月30日までの期間、「ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)」に対する意見公募を行いましたところ、各方面から多くのご意見をいただきました。今般、お寄せいただいたご意見とそれに対する回答を取りまとめましたのでその結果をご報告いたします。

また、お寄せいただいたご意見等を踏まえ、さらに、若干の記載内容の見直しおよび誤記の訂正等を行い、「製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性・安全性等に関する品質説明力強化のための制度構築ガイドライン(第1版)」として公開いたしました。

<主な変更内容>

- ① パブリックコメントのご意見を踏まえた加筆・修正(詳細は次ページ「ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)」に対するご意見と回答)を参照)
- ② 「4.3 制度規定に記述する項目」のうち、「判定結果の取扱い」に関する2項目(R-08、R-09)を1項目に統合(理由:判定方法に柔軟性を持たせるため)
- ③ 「ガイドラインについての問い合わせ先」の追記
- ④ その他、記載内容の意味を変更しない範囲での誤記の訂正や表現の見直し等

以上

ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)に対するご意見と回答

No	コメント*1	回答
1	<p>2011年9月の中間報告では、政府が認定機関となるソフトウェア品質監査制度を策定する構想であったが、今回のガイドライン案では、審査制度を策定するためのガイドライン案になっている。政府主体の監査制度は、どうなったのか、その状況変化の背景説明が必要だと思います。</p>	<p>第三者の検証による信頼性の見える化の推進について、有識者のご意見も踏まえつつこれまで検討してまいりました。その結果、対象利用者や求められる品質が異なる様々な製品・システム分野や業界に対し、一律に同一の制度を展開するよりは、製品や分野ごとの特性や状況に即した制度設計・運用を可能とするよう柔軟性を持たせることが必要であるとの考えのもとに、制度設計の指針となるガイドラインを作成し公表することいたしました。</p>
2	<p>要望:「…ニーズを持つ組織・団体や…」という文章の下にある●の4つめに本来本制度検討が起こったニーズとして、可能なら例えば「●特に海外での障害発生時、説得のための品質説明責任を強固にするため、第一人者の説明に加え、第三者による製品・システムの認定制度が欲しい」という大きなニーズがあった筈であり、同等主旨のニーズを追加したらどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、制度検討の理由の一つとして、障害発生時に適切に対応できること(説明責任を果たすこと)があり、重要な観点であることから、「はじめに」に追記しました。</p>
3	<p>P3の「審査」の定義とP15のD「審査の実施項目」内容の拡大定義との差異是正依頼。 P3の「審査」の定義:「要求事項が満たされている程度を評価するために、記録、事実表明又は他の関連情報を収集し、客観的に評価する行為」とある。一方、P15のD「審査の実施項目」には5)に審査を実施する(書類審査、製品・システム審査、試験・検証、現地審査、ヒアリング等)とある。</p> <p>要望:ここで定義されている「審査」は「監査」と同様「書類審査」(当初制度案の監査人の職務)のように受け取られ恐れがある。そこで2案あるが、 ①P3の「審査」の定義の中に「試験・検証」などの具体的実施行為も入れる、又は ②P3の「審査」の定義に加え、「試験・検証」という用語を追加し、具体的に試験・検証の実施と分離したらどうか。</p> <p>②案の方が、具体的に本ガイドラインに沿って本制度を遂行する場合、実施組織が異なる場合が多いと想定されるので独立性の面でもそれぞれのミッションがわかりやすい。それに伴い、P15の審査の実施項目も変更の必要があろう。</p>	<p>審査の定義内では、試験・検証結果を関連情報として記載をしておりましたが、趣旨が十分伝わらないことから、審査の具体例を定義に追記しました。</p>
4	<p>P21のR-21/22で「苦情などの処理と記録」の項があるが、情報公開に関しての要求事項が明確でない。利用者からの要請や重大トラブル発生時などの情報公開のポリシーを記述すること盛り込んで欲しい。例えば、以下の様な記述。 R-23 情報公開のポリシー:利用者からの要請による審査内容に関する情報公開の範囲や適合製品の重大トラブル発生に対する情報公開の考え方を示す。</p>	<p>制度に関わる問い合わせおよび情報の管理に関する要求事項を以下のとおり整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●問い合わせ等の管理 (R-20:制度の内容・運用に対する苦情や申し立ての手順及びそれらへの対応責任者を示す。) (R-21:判定結果に関する問い合わせや、疑義に関する情報の扱いを示す。)</li> <li>●情報の管理 (R-22:制度責任主体及び各制度構成要素が持つ情報の管理方針(内容、保存期間、保持責任、情報開示等)を示す。保存期間は製品・システムのライフサイクルを考慮して十分長い時間を設定する。)</li> </ul>
5	<p>ソフトウェアによっては、パッケージ化されているが、カスタマイズされることが多いソフトウェアもある。(医療情報系のソフトウェアなど) この場合も同様の審査をするのであれば、コスト的、時間的なロスが大きくなるため、業界の特性に応じて効率的な審査を行う柔軟性が必要と思われる。 この点に対する考慮をして頂きたい。</p>	<p>カスタマイズやバージョンアップ時の審査方法については、分野や業界に応じて制度責任主体が規定するものです。</p> <p>要求事項(R-07:判定結果の有効期間等)において、判定結果の有効性に関する規定を一部見直しました。また、表題が有効期間のみを対象とするような誤解を招く表現だったため、修正しました。</p>
6	<p>P6に「適」マークを製品に貼付する制度の例を示して製品に対してとあるが、シリーズでも同製品群であればよいのか、版数が異なってもよいのか「製品」の定義が必要なのでは? また一つの製品でソフトウェアが複数組み込まれるものについてはどの範囲で「適」の対象となるのか? 「適」マークの対象となる製品範囲の定義をするように、本ガイドラインの要求事項として、盛り込んで欲しい。</p>	<p>要求事項(E-08:自己適合性評価)において記載のとおり、制度責任主体の要求事項に対する適合性は自らの判断(自己適合)を基本としています。</p> <p>制度構成要素に対する要求事項は要求事項(R-10:制度構成要素等への要求事項)に記載のとおり、制度責任主体が規定しますが、制度構成要素の決定を行う主体が不明確であったため、要求事項(E-06:実施体制の構築)の説明に、制度責任主体が制度構成要素を決定する旨、追記しました。</p>
7	<p>制度責任主体や制度構成要素に対する要求事項がまとめられていますが、その要求事項を満たしているかどうかの確認をどうするか(=制度責任主体や制度構成要素の役目を担っても妥当な組織であることを、どのように対外的に示すか)が無いように見えます。いいかえると、ISO9001でJQAが認証機関として適切であることをしめす仕組みが無いように見えます。(付録に記載しているように見えますが、必須(normative)ではなく、オプション(informal)な扱いなので、normativeなどところに書いたほうがよいと思います)</p>	<p>要求事項(E-04:実施体制の設計)において記載のとおり、制度責任主体が制度の運用に必要な制度構成要素及び各制度構成要素に対する要求事項を規定することとしており、具体的な制度構成要素は規定していません。</p> <p>E-04では、本ガイドラインが求める制度は、第三者が確認することを基本としているため、公正性に関わる独立性を中心に説明しています。本書の付録には参考として要求事項の例を記載しています。</p>
8	<p>P10に制度構成要素の独立性の説明があるが、制度構成要素の役割や機能、制度構成要素に対する要求事項(このガイドラインとして要求する項目と制度責任主体が要求する項目は分ける)が制度構成要素ごとに分かるように記述されていない。各構成要素に対する要求事項を明確にして欲しい。</p>	<p>E-04では、本ガイドラインが求める制度は、第三者が確認することを基本としているため、公正性に関わる独立性を中心に説明しています。本書の付録には参考として要求事項の例を記載しています。</p>

\*1お寄せいただいたコメントの原文を記載しています。

No	コメント <sup>*1</sup>	回答
9	適マークをもらった製品が、障害を起こした場合に、適マークを与えた制度責任主体・制度構成要素がどこまでの責任を負うのかがわからない。たとえば、道義的な責任までで、それ以上は無しとする(たとえば損害賠償費用までは負担しない)とか。考え方はまとめたほうがよいと思います。	判定結果を利用者が正しく理解できるよう、判定結果に対する責任範囲を示す旨を、要求事項R-08に追記しました。
10	P17のE-03で「責任」の要求事項で責任体制を持つ事が規定されているが、責任の範囲の規定も重要と考える。例えば、適合製品で重大トラブルが発生し、訴訟問題が起きた時に、制度責任主体は、どの様な範囲で責任を持つのかなど明確化が必要と思う。制度責任主体が責任を持つ範囲を規定することを盛り込んで欲しい。	
11	ソフトウェアはPL法の対象外と認識しているが、本ガイドラインに沿って認証されたソフトウェアについて、事故等の問題が発生したときの補償はどのようにすべきと考えているのかを示していただきたい。	事故等の問題が発生したときの補償は個別の事実ごとに当事者間もしくは法令に基づき解決すべきものでありガイドラインの記述対象外と考えております。
12	ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(以下、本制度)は、大きな枠組みでいうと、ISO9001の認証制度と同様であり、本制度をつくるのがISO9001の認証制度自体を否定しているようにもみえます。いいかえると、ISO9001は会社(が構築している適切な品質管理システム)に適マークを与えているのに対し、本制度は、会社ではなく、個別の製品やサービスごとに適マークを与えることに相当し、その会社の管理システムが適マークをもっていることと、その会社のすべての製品・サービスが高品質であることは別であり、最終的には個別の製品やサービスを確認しないため、ということと述べているのと同じにみえます。上記のような意見に対して、そうではないということをごに表現したほうがよいと考えます。	本ガイドラインは、ISO 9001等のマネジメントシステム認証の領域にあたる制度構築を対象にしているものではありません。 本ガイドラインは、個別の製品・システム毎に品質確認を行うニーズがある分野や業界において、個別の製品・システムを対象にした制度を構築する場合に活用されることを目的としています。また、個別制度の設計の際に、必要に応じてISO 9001等のマネジメントシステム認証の取得を審査基準に含めることができます。
13	ISO9001のような国際標準による審査機関と今回提案の機構は審査のバックボーンが重複する可能性が大きい。本ガイドラインの制度は、品質に関する審査を別の機関で実施するような印象である。JQAのような審査機関に審査義務のコストを払う一方で、個々の納品物にも別の審査機関の審査コストがかかるイメージであり、既存の品質審査制度と本ガイドラインによる審査制度の違いを明確にすべきである。	3.5 B) 3)に記載のとおり、審査基準は、一般に認められた標準に依拠することとしており、この場合はその標準の認証結果の確認をもって当該部分の審査を行ったこととすることができます。このように、審査コストについては、重複しないように実施することが可能と考えます。
14	このガイドラインを基にした制度化がソフトウェアの品質説明力の強化になる根拠が示されていない。この制度の検討の発端となった自動車業界に適合させるとどの様な制度にすれば、海外及び国内の顧客に対して品質説明力の強化になるのか、シミュレーション結果などが必要と思います。また、民間主体で制度化が可能なもの、政府主体で策定する制度の考え方を説明すべきと思います。	「2. 制度の基本的な考え方」にあるとおり、供給者が利用者に示す説明を、第三者が基準に照らして確認し、結果を利用者に分かりやすく提供することで、品質説明力の強化につながると考えております。 また、対象利用者や求められる品質が異なる様々な製品・システム分野や業界に対し、一律に同一の制度を展開するよりは、主に民間主体で製品や分野ごとの特性や状況に即した制度構築・運用をしていただくほうが柔軟性の観点でより適切であるとと考えております。

\*1お寄せいただいたコメントの原文を記載しています。

No	コメント*	回答
15	<p>医療分野においては、規制の必要な対象品は薬事法の規制対象になっており、国(厚生労働省医薬食品局)の規制当局下で管理されている。医用電気機器の多くにはすでにソフトウェアが含まれており、薬事法においては、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令において管理されている。これは国際規格であるISO13485(医療機器—品質マネジメントシステム)と基本的には整合している。このようにすでに薬事法の規制対象となっている分野においては、異なる基準や新たな基準等を設けることは二重構造となるため不適切であり、本ガイドラインの適用は不要と考える。この点を確認し、明記していただきたい。</p> <p>また、医療分野の薬事法の規制対象外の製品においても、薬事法での規制方法と連続性があり、かつ国際標準規格との整合を保った形の自主規制を経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室の医療用ソフトウェアに関する研究会の中で検討しており、薬事法の規制対象外の製品においても規制対象品の場合と同様に、異なる基準や新たな基準を設けることは二重構造となるため不適切であり、本ガイドラインの適用は不要と考える。この点を確認し、明記していただきたい。</p>	
16	<p>医療の分野において、米国では、医療機器、及び、医療用ソフトウェアについて、FDAのような行政レベルの「医療分野の専門家集団」が制度の管理を行っている。また、欧州においても、同様に制度管理がなされている。日本でも厚生労働省による薬事法による規制・制度があり、ソフトウェアについても薬事法改正の中で単体ソフトウェアの取り扱いに関する検討が進んでいる。</p> <p>本ガイドラインは、第三者審査を行う団体に対するガイドラインであり、「製品やシステムに対してのソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン」とのことであるが、前記の検討とは別に、団体を設けることになる可能性がある。また、本ガイドラインでは、「ソフトウェアが重要な機能の実現に関わる製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性や安全性に関する品質について」との記載があり、単体のソフトウェアだけでなく、専用ハードウェアからなる製品やシステムも、本ガイドラインの対象としている。このため、現在の薬事法の規制対象として管理されている医療機器に対して、行政レベルでない新たな団体を創設して審査を行うことを必要としているように読み取れる。薬事承認期間の短縮化を進め、国際競争力を高めようとしている状況で、さらにこのような制度を加えることは、産業界にあらたな負荷を加える可能性もある。本ガイドラインを運用する際の薬事法との関連についてご説明いただきたい。</p> <p>また、薬事規制の対象外となる医療用ソフトウェアについても、経済産業省の「医療用ソフトウェアに関する研究会」では、関係省庁、関係工業会等が参加し、業界による自主規制等が提言され、今後その具体的検討を進める予定である。患者等の安全安心を担保したうえで産業界を促進することを狙い、薬事法の規制対象外の製品においても、薬事法での規制方法と連続性があり、かつ国際標準規格との整合を保った形の自主規制を行うことが適当と考え、そのルール作りを目指している。この中でさらにこのような制度を加えることは、産業界にあらたな負荷を加える可能性もあるが、この場合の本ガイドラインとの関連についてご説明いただきたい。</p>	<p>本ガイドラインは、制度を構築しようとする業界団体等が制度を構築する際に活用していただくことを目的とするもので、制度を構築するか否かは、個々の組織・団体等が製品・システム分野や業界の置かれている状況(規制の有無や国際標準の整備状況等)も踏まえて総合的に判断されるものと考えております。本ガイドラインは、第三者が供給者の品質を利用者に対しわかりやすく説明するにあたって必要とされるポイントをまとめ、製品や分野ごとの特性や状況に即した制度設計・運用を可能とするよう、制度設計の指針を示すものであり、本ガイドラインの適用を強制するものではありません。</p>
17	<p>ガイドライン案の中に、「医療機器」を対象装置に含めるかの記述が見られますが、以下の理由により「医療機器」に関わる記述は一切削除して頂きたいと思っております。</p> <p>例えば、「ソフトウェア安全クラス“class”(ISO/IEC 62304:2006)」など。</p> <p>理由1: 「医療機器」の場合、薬事法により、ソフトウェアを含む装置全体の規制を受けております。それに伴い、「ソフトウェア」に関しても、審査機関による定期的な監査を受けています。海外に輸出する「医療機器」の場合も、「ISO/IEC 62304:2006」も含めて輸出先の規制に適合するための審査を受けています。新たな認証制度を設け、その中でも「ISO/IEC 62304:2006」などによる認証を行うことは、二重規制と言われても致し方ありません。</p> <p>理由2: ソフトウェアの品質を確認しても、安全性を確認したことにはなりません。安全性を確認するために品質システムやリスクマネジメントを取り入れるのであれば、理由1で述べた薬事法等による規制と正に重なります。</p> <p>理由3: 産業振興の点でも、新たな規制は製品開発期間を長くするなどマイナスとなります。今回のガイドラインも、今まで審査機関によるソフトウェアの審査を受けていないなど、今回の制度を必要とされる業界を対象にして頂ければと思います。</p>	<p>この点を明確にするため、「はじめに」に以下を追記しました。</p> <p>「制度を構築するか否かは、個々の組織・団体等が製品・システム分野や業界の置かれている状況等を踏まえ判断する。」</p> <p>また、3.5 C)影響レベルにおける「ソフトウェア安全クラス“class”(ISO/IEC 62304:2006)」の記述は、影響レベルを定義する際の参考例の一つとして示したものです。</p>
18	<p>「製品やシステムに対してのソフトウェア…」とすると、例えば薬剤の製造ラインのシステムを制御するソフトウェア等も対象になる可能性があるが、本ガイドラインで制度管理する対象は、どのようなソフトウェアなのか、具体的に示していただきたい。</p>	
19	<p>SI受託開発の納品物が対象となると影響が大きいと思われる。SIIにおけるソフトウェア開発は一律のウォーターフォール型スケジュールになるのではなく、いくつか分割されて開発され、順次デリバリーされるのが普通である。このため、その都度受審しなくてはならなくなる可能性があり、コスト・スケジュール面での負担増が想定される。このガイドラインでは、SI受託開発の納品物も対象としているのかどうか、明確にして欲しい。</p>	
20	<p>対象とする産業界、またはソフトウェアの領域などによっては、ガイドラインに示された要求レベル・厳密性を持たなくてもガイドラインの意図する目標を達成する可能性があると考えられるのではないかと。産業界成およびユーザメリットのためにも、負荷、コスト、迅速性などの観点から現実的なレベルで制度を定め運用することも必要と考えられる。この点についての考え方を示していただきたい。</p>	
21	<p>このガイドラインでは、供給者のメリットとして、「国際的な競争力が向上する」とあるが、その根拠の説明がない。特に、民間主体の任意の制度で、審査基準が独自のものであるならば、国際的な競争力向上には、成り得ないのではないと思う。国際的な競争力向上を狙うなら、その必要条件や政府の関与の在り方を規定すべきだと思います。</p>	<p>製品・システムの品質説明を利用者にわかりやすく示すことの重要性は国際的にも認められるものであり、国際的な競争力向上にも寄与すると考えていますが、本ガイドラインの範囲でより分かりやすい文章に見直しました。</p>
22	<p>輸出の観点から、本ガイドラインを適用した場合に、海外でどのように認知され、どんなメリットが得られるのか、ガイドラインの記載内容のポイントと合わせてお示しいただきたい。</p> <p>また、輸入品に対して、日本独自のガイドライン等を設けることは輸入障壁と扱われることもあると思うが、国際整合については、どのように考えているのかお示しいただきたい。</p>	<p>また、個別制度を構築する際には、国際整合を考慮し輸入障壁と誤解されないように配慮することが重要と考えています。</p>

\*1お寄せいただいたコメントの原文を記載しています。

No	コメント*	回答
23	<p>ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)に欠けており、医療用ソフトウェアの安全確保のために国際社会から必須要求となっているのは、ISO 14971に代表されるリスクマネジメントの考え方である。ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)中にもリスクの評価ということが現れるが、リスクマネジメントを行う際に、対象となる製品やソフトウェアがユーザー、オペレーター、周辺環境に及ぼすまたは影響を受ける具体的なリスク、危険状態等を想定せずに安全を確保することはできない。ソフトウェア品質の説明で安全が説明、確保できるというのならそれはすべてのリスク、ハザードに有効な銀の弾丸が存在することを主張しているのと同じである。</p> <p>ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン(案)のスコープ(2. 制度の基本的な考え方)はソフトウェア品質に限定し、スコープから明確に安全(セーフティ)を除外することを提案する。</p>	<p>ご指摘のとおり、ソフトウェアの品質説明だけで、製品・システムの安全性を完全に説明することはできませんが、ソフトウェアが重要な役割を果たす製品・サービスにおいては、ソフトウェアにより重点を置いた品質説明が必要になると考えています。</p>
24	<p>ソフトウェアが実装された医療機器では、IEC 60601-1(JIS T 0601 医用電気機器—第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項)の箇条14 プログラマブル電気医用システムの要求への適合が求められており、IEC 61508(JIS C 0508 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全)のスコープからも外れている。これは一般的なソフトウェアの信頼性評価では電気医用システムに搭載されるソフトウェアの安全性を担保できないからである。本ガイドラインではソフトウェアの品質や信頼性と安全性が区別されていない。ISO/IEC Guide 51 (JIS Z 8051:2004 安全側面-規格への導入指針)で説明されているように安全を確保するためにはリスクアセスメント及びリスク低減を機器やシステムの運用を伴いながら反復させなければならない。信頼性(Reliability, Dependability)と安全性(Safety)の違いを明確にし、セーフティ・クリティカルなソフトウェアに対しては、リスクマネジメントの適用が求められる。本制度によるソフトウェア評価により安心・安全が説明できるかのような表現は利用者の誤解を生む危険性がある。</p>	<p>なお、個別制度が対象とする品質は、個々の制度で決めることとしており、「(3.5 B) 4) 審査基準の策定にあたっては、対象とする製品・システムの範囲と品質の範囲において、必要な審査内容を含むこと」としています。安全性を対象とする場合には、当該分野や業界においての安全基準に沿った審査基準が策定されることを想定していません。</p>
25	<p>このガイドラインでは、IPA/SECの役割や責任が記載されていない。IPA/SECは個別制度に対して、何をやるのか、役割や責任などの明確化が必要だと思います。このガイドラインを基に策定される審査制度は、社会的な影響が大きいと思われるので、IPA/SECは、最低でも個別制度の認定と登録管理を実施すべきだと思います。</p>	<p>IPA/SECは、本ガイドラインの普及と本ガイドラインに沿った個別制度構築・運用の支援を行います。また、本ガイドラインの維持・管理を行います。</p>
26	<p>P22に「本ガイドラインに沿って構築された制度は、制度規定においてその旨を言及すること。」とあるが、本ガイドラインに沿って制度を構築したかどうかの言及は、制度責任主体の判断に任せるべきである。その上で、制度規定で本ガイドラインについて言及した場合の制度責任主体や本ガイドラインの作成元であるIPA/SECの責任を明確に記述すべきである。</p> <p>また、制度責任主体が開発した制度がガイドラインに準拠しているという主張は誰がどうやって判定するのか、不明瞭である。P5の図2-1を見ると、それを判定する機関は見当たらないことから、あくまで自己判断とも考えられるが、そうであれば、この文書の中で、その旨は明示すべきである。しかしながら、果たして自己申告で、この制度の目指すところが実現できるだろうか。IPA/SECの関与の範囲を明確にすべきである。</p>	<p>制度責任主体への要求事項E-08で、「制度責任主体は、制度が本ガイドラインの内容に沿っていることを自ら検証し、明示すること」としています。</p> <p>表示方法については、制度規程において言及することとしておりましたが、個別制度が対象とする製品・システムの利用者が確認しやすいように制度責任主体のホームページあるいは個別制度の説明用ホームページに記載することにしました。</p> <p>また、IPA/SECは、本ガイドラインの普及と本ガイドラインに沿った個別制度構築・運用の支援を行います。また、本ガイドラインの維持・管理を行います。</p>
27	<p>P20に「制度運用に関する事項」があるが、個別制度の策定には、制度の信頼性の確保が大変、重要と考えます。そのためには、公平性・透明性が観点が大切と考えます。以下の2つは、公開することを規定に盛り込んで欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度構成要素の選定方法(適合条件)</li> <li>・審査結果の判定方法(判定項目と判定基準)</li> </ul>	<p>本ガイドラインでは、公正性を主眼において要求事項を規定しています。「制度構成要素の要求事項」および「審査基準」「判定結果」を公開し、その結果に疑義ある場合には、苦情等を受け付け、それを制度改善に活かすことを求めている。これらにより公正性が担保できると考えています。</p>
28	<p>■コメント P10ページ「3.4.制度構成要素の独立性」 24行目 現状:なお、独立性の担保については 変更:なお、運用上の公正性の担保については</p> <p>■理由 ・21行目の書きぶりや整合性がとれていない。 ・このパラグラフで示す内容は制度が公正に運用されているので、制度責任主体とは独立した組織が制度をレビューするという、「公平性委員会」の設置を指していると考えられる。</p>	<p>記述に整合がとれるよう修正しました。</p>
29	<p>”適”マーク付与された製品が特定の分野を想定させるものになっている。(携帯電話の絵) 読者に誤解を与える可能性があるため、特定の分野を想定されない表現に変更してもらいたい。或は、説明上、特に必要でなければ、絵は無くてもいいのでは思う。</p>	<p>ご指摘の点を考慮し、図を修正しました。</p>
30	<p>「はじめに」でソフトウェア品質説明に関して、4つの視点で説明が必要とあるが、製品・サービスは、アフターケアが重要であり、保守に関して説明が必要と思う。5つ目の視点として、以下を入れて欲しい。 ・例)「5. 品質目標を維持するための製品・サービスの保守」</p>	<p>ご指摘の点を考慮し、文章を修正しました。</p>
31	<p>P19の「基本事項」に、個別制度の特性として、任意の制度なのか、義務なのか、明確にすることが重要と思う。「義務」とした場合は、適用範囲を明確にすることを盛り込んで欲しい。</p>	<p>個別制度の適用を任意とするか義務とするかは、法令を遵守した上で、その必要性等について制度責任主体において厳格に判断されるものであることに加え、制度の活用方法に関する事項(例:企業が調達要件として制度の適用を条件付けるケース等)であることから本ガイドラインでは言及していません。</p>

\*1お寄せいただいたコメントの原文を記載しています。